

所商工発第 109 号
令和 6 年 1 月 22 日

各 位

所沢商工会議所
会頭 荻野敏行

令和 6 年能登半島地震義援金へのご協力について（お願い）

去る 1 月 1 日、石川県能登地方を震源とし、最大震度 7 を観測した「令和 6 年能登半島地震」が発生いたしました。この地震でお亡くなりになられた方々に深い哀悼の意を捧げるとともに、被災されたすべての方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

被災地では、未だ余震が続き、また、能登地方を中心とする被害の大きかった地域においては、すべての商工会議所職員の無事は確認できましたが、身の安全確保や生活の維持が最優先であり、被害の全容把握や本格的な事業活動再開には一定の時間を要するものと思われまます。

このような状況下で 1 月 4 日からは、被災地の商工会議所のうち、可能な商工会議所では特別相談窓口を設置し、被災企業への相談対応を開始しています。一方、日本商工会議所では、被災状況の正確な把握や特別相談窓口による被災事業者支援に加え、一日も早い復旧・復興を後押しすべく、全国の商工会議所に対し、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用していただくための義援金の募集を始めました。

これを受け、所沢商工会議所においても別紙のとおり義援金募集を開始することといたしました。義援金は、当所取りまとめ後に日本商工会議所へ送金いたします。出費ご多端な折、誠に恐縮に存じますが、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、お預かりする義援金は、一般寄附金に該当いたします。税法上のお取り扱いについて詳しくは顧問税理士等にご確認ください。

※お振込にあたり、振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。

なお、埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行の各支店の ATM ならびに、埼玉りそな銀行所沢支店の窓口でのお振込は、手数料が無料となります。
※窓口には募金箱を設置しております。募金箱への義援金につきまして領収書は発行いたしません。